

## 川崎市営住宅名称決定委員会要領

### (目的)

第1条 この要綱は、川崎市営住宅条例（昭和37年川崎市条例第32号）第2条及び川崎市特定公共賃貸住宅条例（平成5年川崎市条例第42号）第3条に基づき、川崎市営住宅名称決定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 委員会は、委員7人で組織し、次の各号に掲げる職にある者を委員とする。

- (1) まちづくり局長
- (2) まちづくり局総務部長
- (3) まちづくり局住宅政策部長
- (4) まちづくり局総務部庶務課長
- (5) まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課長
- (6) まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課長
- (7) まちづくり局住宅政策部市営住宅建替推進課長

### (委員長)

第3条 委員会に委員長1人を置き、まちづくり局長がその任にあたる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

### (書記)

第4条 委員会に書記2人を置き、事務局がその任にあたる。

### (事務局)

第5条 事務局は、まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課に置く。

### (会議等)

第6条 委員会は、委員長が必要があると認めるとき、これを招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により開くことができる。

3 議事は、出席委員の意見を徴し、委員長が決するところによる。

### (開催の手順)

第7条 新設住宅及び借上住宅については、当該整備に係る事業決定時、又、建替住宅については、国土交通大臣の建替承認時に、それぞれの事業を担当する課は、当該住宅の名称を決定するため、次の各号に掲げる関係資料を事務局へ提出し、委員会の開催を要請しなければならない。

- (1) 建設計画概要書

- (2) 案内図
- (3) 配置図
- (4) 公営住宅分布図
- (5) その他必要な書類

2 事務局は、関係資料受領後、別紙（名称の決定基準）により名称を起案し、これをもって委員長に対し、委員会の招集を具申することができる。

3 委員長が委員会を招集するときは、文書をもって委員に通知するものとする。

（関係者の出席）

第8条 委員長は、必要に応じて関係者に出席を求め、意見を聴くことができる。

（決定通知）

第9条 第6条第3項で決定した事項については、第7条第1項により委員会の開催を要請した課に対し、通知するものとする。

（委任）

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成6年2月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。